

平成 17 年度
福岡市公共事業再評価監視委員会
《 議 事 要 旨 》

番号	：福岡都市計画事業 伊都土地地区画整理事業	P. 1
番号	：片江川上流準用河川改修事業	P. 2
番号	：地域水産物供給基盤整備事業	P. 3
番号	：アイランドシティ地区小型船だまり整備事業	P. 4
番号	：港湾環境整備事業（シーブルー）	P. 5
番号	：海岸環境整備事業	P. 6
番号	：一般国道 495 号 唐原拡幅	P. 7
番号	：福岡都市計画事業筥崎土地地区画整理事業	P. 8

番号 : 福岡都市計画事業 伊都土地区画整理事業

1. 委員の意見

商業施設の開店により、この地域の交通量が増加して交通渋滞となることが予想されるが、幹線道路網を早急に整備することはできないか。

事業区域外における学園通線の整備は、B / C (費用便益比) の算定に影響はしないか。

まだ多くの残事業があるが、予定期間内に事業を完了できるのか。また、事業実施に必要な予算を確保できるのか。

便益については、新駅の開業による効果が大きく、新駅の整備による便益がなければ、もっとB / Cが低くなるのではないか。

2. 事業担当の意見

商業施設周辺の道路整備については、商業施設の開店を想定し、新駅の開業に合わせて、国道202号へのアクセス2箇所、同バイパスへのアクセス1箇所を既に供用開始しているが、今後も引き続き幹線網の早期整備図っていきたい。

学園通線の整備は本事業区域外であるため、B / Cの算定には含まれない。

依然として厳しい財政状況にあるが、当初の計画どおり完成に向けて事業を継続していきたい。

新駅の整備については、当事業からも費用負担を行い一体的に施行しているため、本事業の効果として新駅の整備による便益も含めてB / Cを算定している。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 片江川上流準用河川改修事業

1. 委員の意見

環境及び親水性を持たせた川づくりはできなかったのか。

なぜB / Cの高い片江川の整備を休止して、七隈川や那珂古川の整備を行うのか。

2. 事業担当課の意見

現在の計画は、現況の河川用地内で経済的に整備を行うことを基本とし、河川の所々に階段などを設置して親水性の確保に努めた。今後も可能な限り緑化するなど、環境保全や親水性の確保に努めていく。

七隈川と那珂古川については、平成11年の洪水により甚大な被害が出たため、両河川を優先して整備を実施した。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 地域水産物供給基盤整備事業

1. 委員の意見

魚礁の効果は設置後すぐに表れるのか。

2. 事業担当の意見

平成14年及び平成15年は赤潮の影響により博多湾内の漁獲量は減少しているが、福岡市全体としての漁獲量はほぼ横ばいであった。これは魚礁設置の効果により博多湾外の漁獲量が増加したものと考えられる。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 博多港アイランドシティ地区小型船だまり整備事業

1. 委員の意見

市が整備を実施しているが、受益者としての負担はないのか。

漁業従事者の他に船だまりの利用者はいるのか。

アイランドシティ整備事業全体の地盤改良により本事業が遅れるのであれば、事業を休止してはどうか。

2. 事業担当の意見

小型船だまりは、公共施設として市が整備するため、施設整備についての負担は求めている。係留については無料とし、ふ頭用地については使用料を徴収する予定としている。

船だまりの利用については、漁船だけでなく、プレジャーボート等による利用などについても検討していきたい。

地盤改良による遅れは、アイランドシティ整備事業全体としてのコスト削減に伴う公共残土の活用により生じるもので、本事業の事業性を高めることにもなるため、計画通り事業を継続していきたい。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 港湾環境整備事業(シーブルー)

1. 委員の意見

B / Cの算出根拠はなにか。

アマモ場造成の有効性は確認しているのか。

2. 事業担当の意見

B / Cについては、生態系や水質などの自然環境の保全、及び良好な景観形成による生活環境の向上などの要因を世帯あたりの支払い意思額として、国土交通省の港湾投資の評価に関するガイドラインに沿って算定している。

御島海域における試験では、通常一年で枯れてしまうアマモが越年して3年間に渡り生育し、環境改善効果を確認している。当事業においても「香椎地区(御島)シーブルー事業効果検討委員会」で提言されたアマモ等の藻場づくりについて、効果の把握に努めながら、事業を継続していきたい。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 海岸環境整備事業

1. 委員の意見

名島地区の帆柱石はどのように整備するのか。

名島地区において自然の状態で砂がない場所を砂浜にしても、砂が流出するため、砂を補給する等の維持管理に費用がかかり、また、流出した砂が周辺に悪影響を及ぼすことはないのか。

2. 事業担当の意見

帆柱石は観光資源であり、国の天然記念物でもあるため、市民が安全に帆柱石を觀賞できるよう検討している。

砂浜の両側に突堤を設けるなど砂の流出防止に配慮して設計している。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 一般国道495号 唐原拡幅

1. 委員の意見

未買収地の買収の見通しはどうか。

2. 事業担当の意見

未買収地の取得に向けて交渉を行っているところであり、平成19年度迄にすべての用地を取得したいと考えている。

3. 結論

事業継続が妥当である。

番号 : 福岡都市計画事業筥崎土地区画整理事業

1. 委員の意見

特になし

2. 事業担当の意見

特になし

3. 結論

事業継続が妥当である。